
魚津市パークマネジメント基本方針



魚津市都市計画課

令和元年 7 月

目次

1. パークマネジメント基本方針の策定にあたって	1
(1) 目的、背景	1
(2) 計画の対象	1
(3) 基本方針の位置づけ	1
2. 現況と課題	2
(1) 本市の公園・緑地の現状	2
(2) 本市の公園・緑地の整備及び管理運営に係る課題	4
3. 基本理念と目指す公園像	5
4. 基本的な視点	6
5. 基本方針と展開施策	7
(1) 特色ある公園づくりに向けた取組	7
(2) 身近な都市公園の機能再編・分担及び統合の検討	8
(3) 地域住民等の参画促進と協働の推進	16
(4) 制限行為の見直しの検討	17
(5) 施設長寿命化計画等による効率的な維持管理の推進	17
(6) 公園運営の質的向上の推進	17
(7) 公園の利便性や魅力づくりに貢献する民間の取組の促進	17
別図 基本方針と展開施策の関連イメージ	18

参考資料

1. 公園利用者アンケート調査結果
2. 公園周辺住民ヒアリング調査結果

1. パークマネジメント基本方針の策定にあたって

(1) 目的、背景

公園緑地は、都市環境の改善、自然環境の保全、良好な景観形成、都市防災等の機能を有しています。今日、公園緑地に対しては、人口減少や厳しい財政状況等の社会情勢の変化を背景に、より効果的・効率的な管理・運営が求められる一方で、市民ニーズの多様化や高度化への対応も求められており、これまでの行政主体の取組だけではなく、市民、地域コミュニティ、関係団体、民間事業者など、様々な主体の参加と連携により、新たな発想や仕組みで取り組んでいくことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、本基本方針は、今後の公園の整備及び管理・運営に向けた、基本的な方向性、展開の方針、具体方策等について定めるものであり、市民の皆さんが、さらに公園を身近に感じ、活用することにより、地域の魅力と暮らしやすさの向上を目指すものです。

(2) 計画の対象

魚津市内の市が整備を行った都市公園 26 箇所と都市緑地 1 箇所の計 27 箇所を対象とします。

(3) 基本方針の位置づけ

本基本方針は、「第 4 次魚津市総合計画」、「魚津市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン及び総合戦略」、「魚津市都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」等の本市の上位計画に即し、主な関連計画との整合や連携を図りながら取組を進めます。

2. 現況と課題

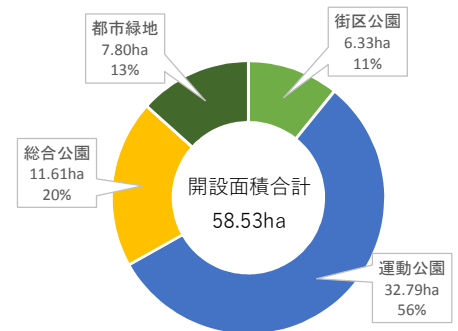
(1) 本市の公園・緑地の現状

①整備状況

本基本方針の対象となる公園・緑地は計 27 箇所あり、総面積は 58.53ha あります。

種類別では街区公園が 24 箇所・6.33ha、運動公園が 1 箇所・32.79ha、総合公園が 1 箇所・11.61ha、都市緑地が 1 箇所・7.80ha、市民一人当たりの公園面積は約 13.92 m² (585,300 m²/42,056 人、H31.2 末現在)、市街地における同面積は約 4.28 m² (55,900 m²/13,074 人、H31.2 末現在) となっています。

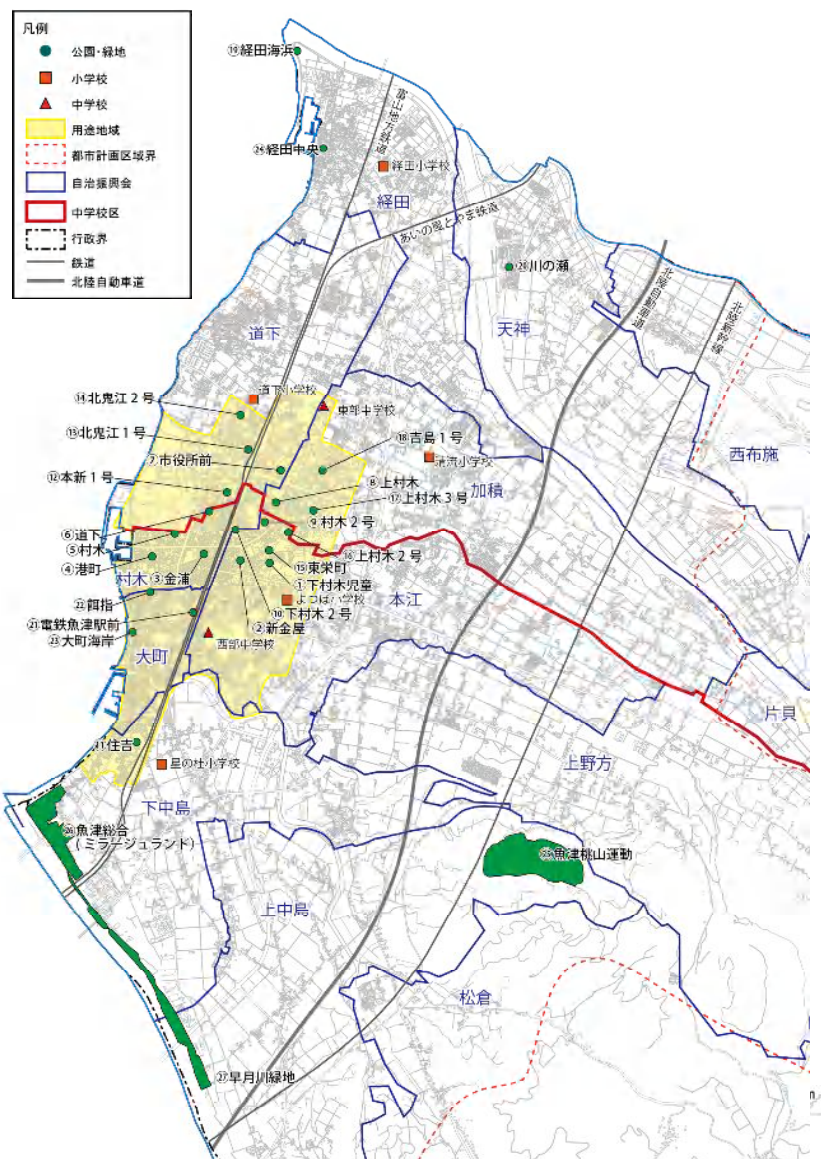
【公園種別の面積】



【公園面積、供用開始時期等】

NO	種別	名称	公園面積 (ha)	供用開始年月日(当初)	開設面積 (現在) (ha)
1	街区	下村木児童公園	0.17	S46.4.1	0.17
2	"	新金屋公園	0.46	"	0.46
3	"	金浦公園	0.21	"	0.21
4	"	港町公園	0.24	"	0.24
5	"	村木公園	0.30	"	0.30
6	"	道下公園	0.49	"	0.49
7	"	市役所前公園	0.61	S47.12.20	0.61
8	"	上村木公園	0.21	S51.6.29	0.21
9	"	村木2号公園	0.19	S51.6.29	0.19
10	"	下村木2号公園	0.22	S46.4.1	0.22
11	"	住吉公園	0.26	S51.6.29	0.26
12	"	本新1号公園	0.30	H4.5.11	0.30
13	"	北鬼江1号公園	0.33	H6.4.1	0.33
14	"	北鬼江2号公園	0.25	H6.4.1	0.25
15	"	東栄町公園	0.08	S46.4.1	0.08
16	"	上村木2号公園	0.31	S54.3.22	0.31
17	"	上村木3号公園	0.37	S55.3.24	0.37
18	"	吉島1号公園	0.28	S56.3.31	0.28
19	"	経田浜公園	0.54	H1.4.1	0.54
20	"	川の瀬公園	0.10	H3.4.1	0.10
21	"	電鉄魚津駅前公園	0.12	H12.4.1	0.12
22	"	餌指公園	0.06	H15.12.25	0.06
23	"	大町海岸公園	0.13	H18.12.1	0.13
24	"	経田中央公園	0.10	H28.4.1	0.10
小計			6.33		6.33
25	運動	魚津桃山運動公園	33.90	S63.4.1	32.79
26	総合	魚津総合公園	11.61	S56.3.31	11.61
27	都緑	早月川緑地	11.40	H7.12.1	7.80
合計			63.23		58.53

【公園位置図】



資料：都市公園調書（市都市計画課） H30.3 現在

②利用状況

ア. 総合公園・早月川緑地の利用状況

総合公園のパークゴルフ場の近年の利用者数は、約 2.2～2.3 万人/年で推移しています。

(魚津総合公園 単位：人、早月川緑地 単位：件)

施設名		2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)
魚津総合公園	ミラージュプール	28,571	26,064	17,292	22,491	26,979	22,003	28,197
	パークゴルフ場	23,464	23,103	22,318	22,513	22,575	24,044	24,667
	テニスコート	2,033	2,288	1,840	1,398	1,280	1,767	1,396
早月川緑地	多目的広場	187	207	292	297	220	185	156
	ソフトボール場	161	164	163	204	169	117	123

資料：(一財)魚津市施設管理公社

イ. 公園利用申請の状況

都市公園の利用申請の状況は、2015 年度が 34 件、2016 年度が 42 件、2017 年度が 25 件、2018 年度が 21 件でした。

そのうち、村木公園、道下公園、住吉公園、上村木 2 号公園では、近傍の保育園による運動会等での利用が毎年みられます。

【行事等で定期的に活用されている公園】

- 村木公園：川原保育園運動会
- 道下公園：道下保育園運動会、同七夕まつり、同避難訓練
- 市役所前公園：よっしゃ来い!!CHOUROKU まつり
- 電鉄魚津駅前公園：地区蜃気楼バザール
- 住吉公園：上口保育園運動会
- 上村木 2 号公園：魚津第二保育園運動会、同納涼大会
- 餌指公園：魚津祭りキャンドルロード
- 大町海岸公園：地区七夕まつり

③管理の状況

魚津総合公園、魚津桃山運動公園、早月川緑地については、指定管理者制度を活用した管理運営が行われています。その他の公園については、市直営（都市計画課が所管）の管理となっています。

なお、魚津市には、身近な公園・広場の維持管理に係る町内会や市民の自発的なボランティア活動を促進するために、公園を指定して継続的に環境美化活動等に取り組んでいただく「公園里親制度」があります。平成 31 年 2 月末現在、開発広場を含む市内 26 箇所の公園・広場に対して、19 個人・団体、363 人の登録があり、内都市公園については 11 箇所、11 個人・団体、112 人の登録となっています。

【公園の里親制度の役割】

- ア. 清掃
- イ. 散乱ゴミの収集・廃棄
- ウ. 花壇・草木の手入れ
- エ. 草刈・除草
- オ. 異常発見の通報及び情報提供

④公園利用のルールについて

公園内での行為の制限については、特に条例等で規定してはいませんが、他の利用者の安全性や快適性を考慮して、「花火」、「犬の連れ込み」、「敷地の狭い公園でのボール遊び」等については、原則、控えていただくよう、また、子ども等への「受動喫煙防止」の協力をお願いしています。

(2) 本市の公園・緑地の整備及び管理運営に係る課題

本市の公園緑地の整備・利用状況等の現況特性や、公園利用者アンケート及び地域住民ヒアリング等の調査結果を踏まえた上で、本市の公園の整備及び管理・運営に関する課題を整理します。

課題1 市民ニーズへの対応、配置や利活用の適正化

- 少子高齢化の進展、健康志向や防災意識の高まり等、ライフスタイルの多様化に伴う市民ニーズの変化に対応することが必要です。
- 特色・役割を踏まえた配置や利活用し易いルール of 適正化について柔軟な見直しが必要です。
- 既存ストックや地域特性を活かした特徴・魅力づくりを進める必要があります。



課題2 施設の老朽化への対応とコスト縮減・財源確保

- 老朽化施設の長寿命化対策推進による安全性を確保し、ライフサイクルコストを縮減する必要があります。
- 社会資本全般的に維持更新コストが増大する中、コスト縮減と新たな財源を確保する必要があります。



課題3 新たな協働体制づくり

- 地域組織、民間事業者等を含めた様々な主体との連携に基づく協働体制の構築が必要です。
- 連携・協働を促進する仕組みづくりが必要です。



3. 基本理念と目指す公園像

公園は、市民が気軽に立ち寄り、憩い、集うことができる、市民の暮らしに潤いをもたらす、欠くことのできない共有の場です。そのような場である公園を地域の魅力と価値を高める重要な資源ととらえ、積極的に活用を図っていきます。地域特性等を大切にした個性ある魅力的な公園づくりや、子どもから高齢者までの様々な世代が集う公園づくり等を進めて、思い思いに公園を楽しむことで、市民の地域への誇りや愛着の醸成につなげていきます。

【基本理念】

公園で地域の魅力と価値を高める

【目指す公園像】

■人々が集い、つながりを生む公園

○運営管理への多様な主体の参加、様々な世代が利用しやすい整備により、「人々が集い、つながりや交流を生む公園」を目指します。



■地域の愛着と誇りを育てる公園

○快適、安全、潤い、寛ぎ等の暮らしのニーズに応える整備とともに、多くの人が身近に感じる運営管理体制を整え、「地域の愛着と誇りを育む公園」を目指します。



4. 基本的な視点

基本理念及び目指す公園像の実現に向けて、今後の公園の整備、運営にあたって重視すべき3つの視点を整理します。

①子どもから高齢者まで様々な世代の利用を促す

○多くの人に利用してもらうことが大切です。子ども、子育て世代、高齢者など、様々な世代のニーズへの対応を図り、誰もが利用したくなる公園づくりを推進します。

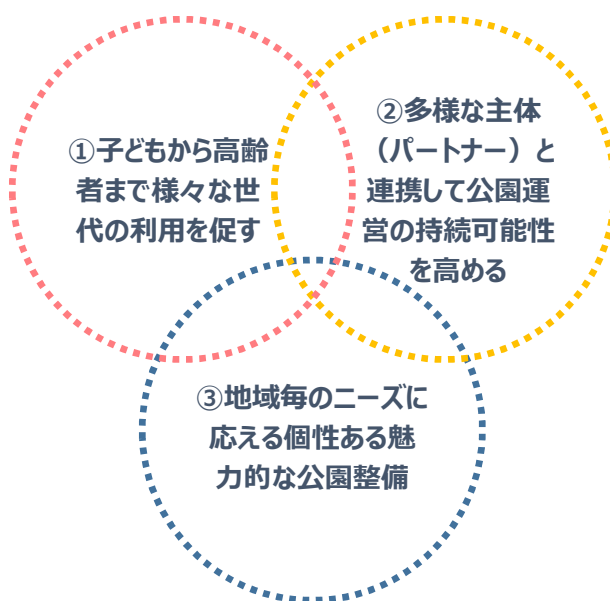
②多様な主体（パートナー）と連携して公園運営の持続可能性を高める

○多くの人に関わってもらうことが大切です。町内会等の地域組織をはじめ、市民活動団体や民間事業者等の多様な主体（パートナー）との連携を図りながら、利用者の目線に立ち、公園や立地地域の特性を活かした維持・利活用に努めると共に、公園運営への民間事業者を含む多様な主体の参画等も促進することで、より柔軟で持続可能性の高い公園運営を目指します。

③地域毎のニーズに応える個性ある魅力的な公園づくり

○少しずつでも手をかけ続けることが大切です。将来を見据えた計画的な維持更新の推進とともに、公園毎の機能分担・確保等の再編検討に基づき、地域の多様な公園ニーズに柔軟に対応した街中の身近な公園（街区公園）づくりを推進します。

【今後の公園の整備、運営にあたって重視すべき基本的な視点】



5. 基本方針と展開施策

公園の整備や管理運営に関する基本的な視点を踏まえた、方針及び施策展開の方向性について整理します。

(1) 特色ある公園づくりに向けた取組

○各公園の性格や地域特性を積極的に反映・活用していきます。

①公園別マネジメントプランの作成

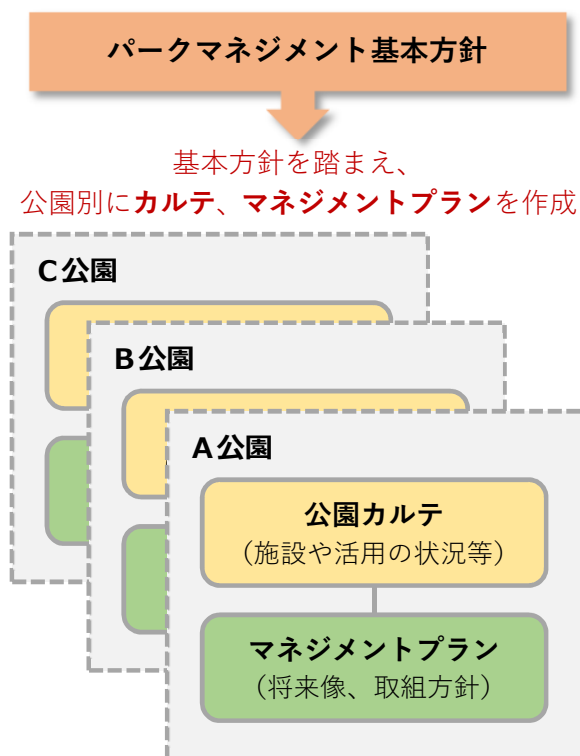
ア. 公園別カルテの作成

○公園毎に、公園の施設や活用等の状況をカルテ形式で整理し、公園毎のマネジメント推進のための基礎資料として、また、地域住民、関係者及び行政の各主体が、情報を共有するツールとしても活用していきます。

イ. 公園別マネジメントプランの作成

○地域住民、関係者、行政等が協働して、パークマネジメントに取り組む際の指針となる、公園毎のパークマネジメントプラン（公園別プラン）の作成を進めます。公園の利用状況や地域の参画状況等を踏まえ、マネジメントの有効性・必要性の高い公園から順次検討を進め、最終的には全ての都市公園での作成に広がっていきます。

【公園別マネジメントプラン作成の基本的な流れ】



（２）身近な都市公園の機能再編・分担及び統合の検討

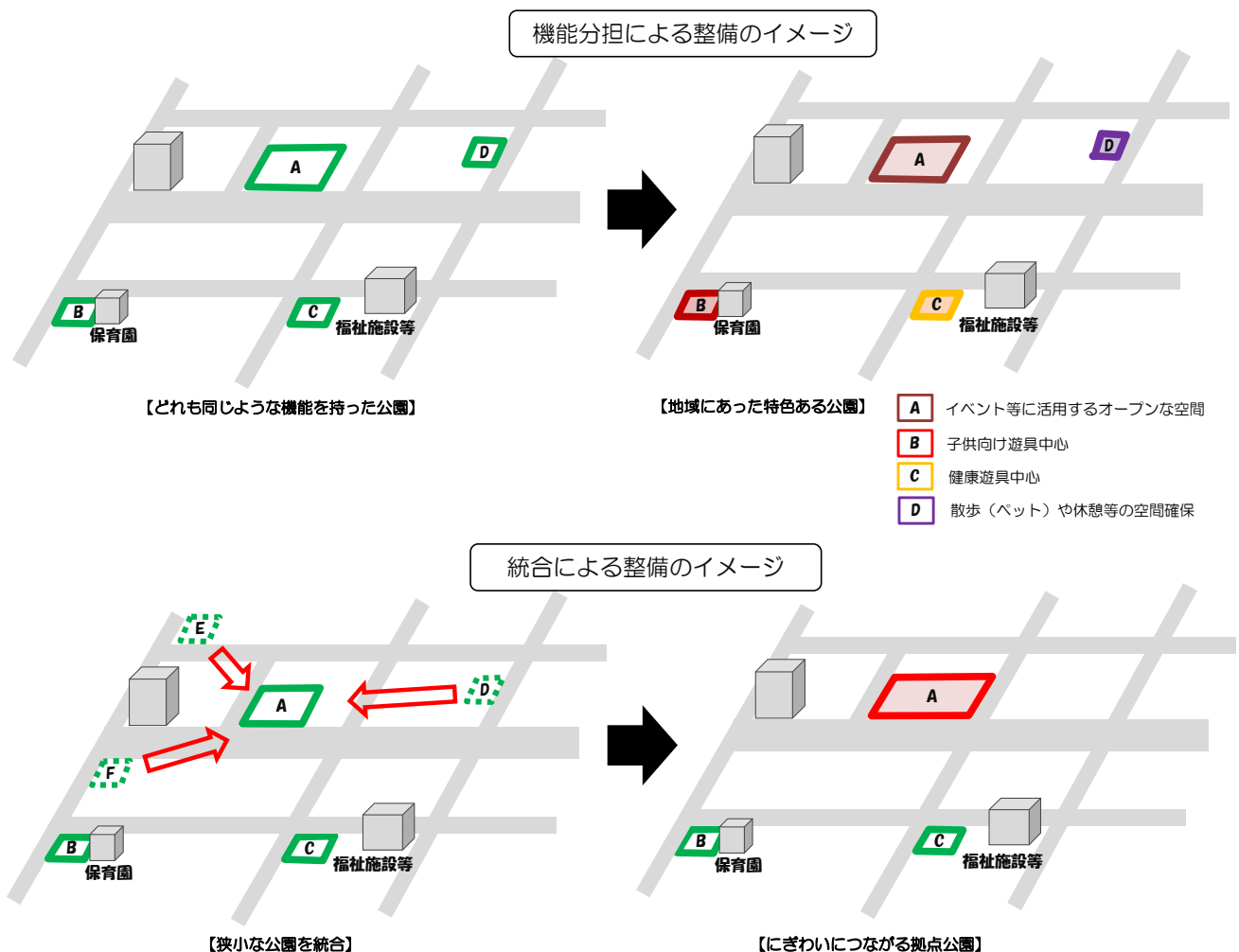
○街中の比較的狭い範囲において、複数の街区公園が立地し、いずれの公園も似たような機能や施設となっているような場合などでは、地域の多様な公園ニーズに柔軟に対応するため、複数の公園が分担して機能確保を図るといった、街中の身近な公園（街区公園）の機能再編・分担及び統合について検討を進めます。

①機能分担や統合化を進めるにあたっての基本的な考え方

○公園が近接立地している地域では、利用圏域の重なりや社会圏域等を考慮しながら、機能分担や連携を図るブロックを設定し、ブロック内での核となる公園や特化する公園等を性格付けることにより、各公園の特性を活かしたメリハリのある整備、ブロック全体での機能や魅力の向上を目指していく整備を図ります。

○機能分担の検討と併せて狭小公園の統合等の手法も取り入れながら、利用促進及び維持管理費のコスト削減を目指し、にぎわいに繋がる拠点公園の整備を図ります。

○公園の集積が低い地域では、周辺の他の公共施設（学校等）のオープンスペース等との連携も視野に入れながら、公園に期待される多面的な機能の確保に留意しながら整備を図ります。



②公園の広さに応じた概ねの確保機能のイメージ

○街区公園は、市民に最も身近な公園となり、子どもの遊びの場、憩い・寛ぎの場、散策の場等の機能が求められますが、それらの機能の確保・発揮には、一定の広さを確保する必要があります。以下に概ねの広さに応じた、確保機能の目安について整理します。機能の分担・特化の検討にあたっては、この広さとの関係にも留意しながら進めていきます。

【街区公園の広さに応じた確保機能の目安例】

確保機能 \ 広さ	小：1,000 m ² 未満	中：1,000～2,500 m ²	大：2,500 m ² 以上
休養、環境・景観 	○	○	○
子どもの遊び、健康づくり、 コミュニティ形成、防災拠点 	△ *一部の確保	○	○
軽い運動、賑わい創出 	—	△ *一部の確保	○

対象の街区公園	・ 東栄町公園 ・ 川の瀬公園 ・ 餌指公園	・ 下村木児童公園 ・ 金浦公園 ・ 港町公園 ・ 上村木公園 ・ 村木2号公園 ・ 下村木2号公園 ・ 電鉄魚津駅前公園 ・ 大町海岸公園 ・ 経田中央公園	・ 新金屋公園 ・ 村木公園 ・ 道下公園 ・ 市役所前公園 ・ 住吉公園 ・ 本新1号公園 ・ 北鬼江1号公園 ・ 北鬼江2号公園 ・ 上村木2号公園 ・ 上村木3号公園 ・ 吉島1号公園 ・ 経田海浜公園
---------	--	---	---

③ブロック区分設定の考え方検討案

ア. ブロック区分、対象公園選定の視点

○機能分担や集約化を検討するブロック区分や対象公園の選定にあたっては、以下の点に留意しながら検討を進めます。

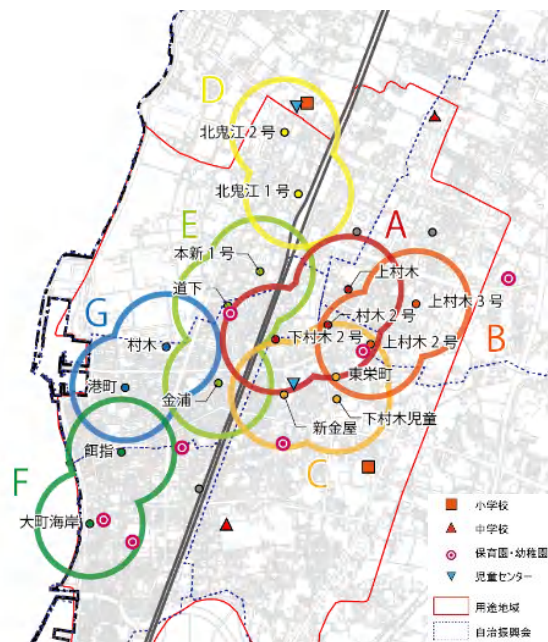
- 街区公園の誘致距離 250m を目安として、誘致圏域が重なっている公園を検討候補とする。
- 公園機能が重複している、利用形態が類似している公園を検討候補とする。
- 町内会等の社会圏域、鉄道や幹線道路等による居住区域のまとまりから検討区域を設定する。
- 公園の規模、利用状況、周辺他公園の立地状況等から検討区域を設定する。

イ. ブロック区分の検討案

○ブロック区分の基本的な考え方を踏まえたブロック区分案を以下に整理します。

(i)隣接公園： 誘致圏域の重なり、近接状況からの7ブロック	A	下村木2号公園、上村木公園、村木2号公園
	B	上村木2号公園、上村木3号公園
	C	新金屋公園、下村木児童公園、東栄町公園
	D	北鬼江1号公園、北鬼江2号公園
	E	本新1号公園、道下公園、金浦公園
	F	餌指公園、大町海岸公園
	G	港町公園、村木公園
(ii)校区别： 小学校区を基本とした5ブロック	A	電鉄魚津駅前公園、餌指公園、大町海岸公園
	B	金浦公園、港町公園、村木公園、道下公園、下村木2号公園
	C	下村木児童公園、新金屋公園、東栄町公園、上村木2号公園、村木2号公園
	D	本新1号公園、北鬼江1号公園、北鬼江2号公園
	E	上村木公園、上村木3号公園、吉島1号公園
(iii)基幹公園： 中核的な公園を中心とした3ブロック	A	新金屋公園、下村木児童公園、東栄町公園、下村木2号公園
	B	道下公園、村木公園、金浦公園、本新1号公園
	C	市役所前公園、上村木公園、上村木3号公園、吉島1号公園
(iv)類似公園： 似たような機能の公園のまとまりの5ブロック	A	本新1号公園、北鬼江1号公園、北鬼江2号公園
	B	金浦公園、港町公園、村木公園
	C	上村木公園、村木2号公園
	D	東栄町公園、上村木2号公園、下村木児童公園
	E	上村木3号公園、吉島1号公園

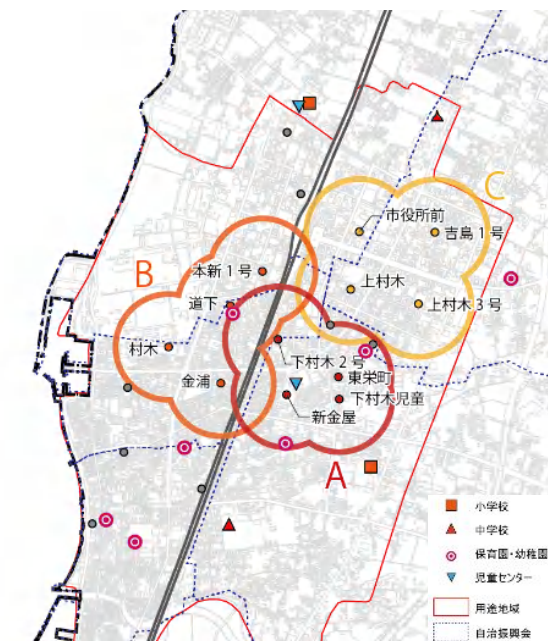
[(i) 隣接公園]



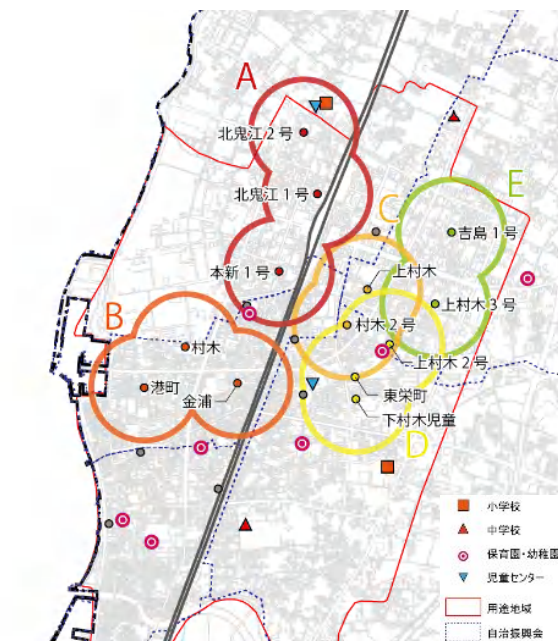
[(ii) 校区別]



[(iii) 基幹公園]



[(iv) 類似公園]



④整備事業の進め方の考え方

- 具体的な整備事業に向けては、検討を進める地域・公園の絞り込みを行い、地域住民の意向等も踏まえながら、機能分担等に係る基本方針案を策定した上で、順次、優先的な地域・対象公園から、具体的な整備計画を進めていきます。
- また、整備計画の検討段階において、幅広く地域住民の参画を促すことに努め、公園整備後の公園の管理や運営に、地域住民が参加しやすい環境を整えていきます。

⑤まちなか街区公園再編の方向性案（個別の整備の方向性案）

○各街区公園の現状や地区の意向等を踏まえ、今後の公園整備の方向性案について整理します。

*平成 30 年 12 月に行ったアンケート及び聞き取り調査の結果に基づき取りまとめたものです。

公園名	面積 (㎡)	避難	周辺の公園 (半径 250m)	公園づくりの方向性 (どのような特色ある公園が想定されるか)	再 編 等
下村木児童公園	1,715		新金屋公園 東栄町公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・子供用遊具が充実した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園	○
新金屋公園	4,607	一次	下村木児童公園 東栄町公園 下村木 2 号公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・広域の住民が利用する、いくつかの機能を備えた拠点公園 ・一次避難所であることから防災機能を備えた公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園 ・児童センターと協同での活動の検討	○
金浦公園	2,120		村木公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・子供用遊具が充実した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・防災機能を備えた公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園 ・旧村木小と一体活用の可能性の検討	○
港町公園	2,426	一次	村木公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・一次避難所であることから防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・健康遊具を充実させ運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園	○
村木公園	2,952	一次	金浦公園 港町公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・一次避難所であることから防災機能を備えた公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間に備えた又は特化した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園	○

公園名	面積 (㎡)	避難	周辺の公園 (半径 250m)	公園づくりの方向性 (どのような特色ある公園が想定されるか)	再 編 等
道下公園	4,939	一次	下村木 2 号公園 本新 1 号公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・広域の住民が利用する、いくつかの機能を備えた拠点公園 ・一次避難所であることから防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園	○
市役所前公園	6,069	一次	上村木公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・一次避難所であることから防災機能を備えた公園 ・市のシンボルとなる公園 ・広域の住民が利用する、いくつかの機能を備えた拠点公園 ・隣接する市役所の駐車場を利用し遠方からの利用も可能。	○
上村木公園	2,055	一次	市役所前公園 村木 2 号公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・一次避難所であることから防災機能を備えた公園 ・健康遊具を充実させ運動できる公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・イベントスペースを備えた公園	○
村木 2 号公園	1,891		上村木公園 上村木 2 号公園 下村木 2 号公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・イベントスペースを備えた公園	○
下村木 2 号公園	2,159	一次	村木 2 号公園 新金屋公園 道下公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・防災機能を備えた公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・イベントスペースを備えた公園 ・植栽に特化した公園	○
住吉公園	2,635	一次		・防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・星の杜小と一体活用の可能性の検討 ・周辺に公園が無いので、多目的な利用形態にも考慮が求められる。	

公園名	面積 (㎡)	避難	周辺の公園 (半径 250m)	公園づくりの方向性 (どのような特色ある公園が想定されるか)	再 編 等
本新 1 号 公園	2,974	一 次	道下公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・既存遊具を活用した公園づくりの検討 ・防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園	○
北鬼江 1 号 公園	3,298	一 次		・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・既存遊具を活用した公園づくりの検討 ・防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・イベントスペースを備えた公園	○
北鬼江 2 号 公園	2,535	一 次		・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・既存遊具を活用した公園づくりの検討 ・防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・健康遊具を充実させ運動できる公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園 ・児童センターと協同での活動の可能性の検討	○
東栄町公園	793		新金屋公園 下村木児童公園 村木 2 号公園 上村木 2 号公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・子供用遊具が充実した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園	○
上村木 2 号 公園	3,052	一 次	上村木公園 村木 2 号公園 上村木 3 号公園 東栄町公園	・周辺の公園を踏まえ、公園再編・統合・機能分担の検討が必要 ・防災機能を備えた公園 ・子供用遊具が充実した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園	○

公園名	面積 (㎡)	避難	周辺の公園 (半径 250m)	公園づくりの方向性 (どのような特色ある公園が想定されるか)	再 編 等
上村木 3 号 公園	3,700	一 次		・防災機能を備えた公園 ・広域の住民が利用する、いくつかの機能を備えた拠点公園 ・既存遊具を活用した公園づくりの検討 ・子供用遊具が充実した公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・スポーツ・運動できる機能を備えた又は特化した公園 ・健康遊具を充実させ運動できる公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園	○
吉島 1 号 公園	2,800	一 次		・防災機能を備えた公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園	○
経田海浜 公園	5,423			・バーベキューなどアウトドア機能を備えた公園 ・アスレチックなど子供が考えて遊べる機能を備えた公園	
川の瀬公園	952	一 次		・防災機能を備えた公園 ・子供が遊べる遊具を充実させた公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園	
電鉄魚津駅 前公園	1,204			・機能の見直しを行わず現状を維持 ・移動販売車等でオープンカフェ的な空間を創出する街中カフェとして活用 ・イベント広場として公園を活用	○
餌指公園	648			・親水公園として機能を有していることから、現状を維持する	○
大町海岸 公園	1,270			・住民の意向を取り入れ整備された公園であることから現状維持 ・健康遊具を充実させ運動できる公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・市民農園やコミュニティガーデン等を備えた公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園 ・歴史的な伝承を伝える公園	○
経田中央 公園	1,049			・住民の意向を取り入れ整備された公園であることから現状維持 ・健康遊具を充実させ運動できる公園 ・休憩・散歩などくつろぎ空間を備えた又は特化した公園 ・ドッグランなどペットの散歩を充実させる機能を備えた公園 ・イベントスペースを備えた公園	

(3) 地域住民等の参画促進と協働の推進（地域住民等が主体となった公園運営の推進）

①地域組織との連携による公園運営・管理の推進

ア. パークマネジメント協定事業の推進

○地域住民にとって、地域の身近な公園が、親しみやすく魅力的な場所として維持され活用されていくためには、地域住民が主体的に関与していくことが望まれます。従来の行政主導から転換し、地域や民間等と市が協働しながら市民の視点からの公園管理・運営を行える仕組みとして、地域が市との協定に基づいて、身近な公園の日常的な運営・管理を担う「パークマネジメント協定事業」の推進を図ります。現行の公園の美化等のボランティア活動を促進する「公園の里親」制度との調整を図ります。また、公園別マネジメントプランが作成されている場合は、そこでの展開方向等を踏まえた運営・管理の取組を進めるなど、マネジメントプランの実効性を高めていきます。

イ. サポーター制度の検討

○地域等が主体となって進める公園の運営・管理の取組に対して、地域の事業者・企業等が人材・財政面での応援を行う「サポーター制度」について検討します。

②地域主体の運営・管理活動を支援する人材・団体等の発掘・育成

ア. 支援人材・団体等の情報バンクの整備

○地域住民が主体となった身近な公園の運営・管理活動を促進していくため、植栽管理やイベント企画等に対して技術的な支援を行う専門性の高い人材や団体等に関する情報バンクの整備と周知を進めます。公園の運営・管理活動を担う市民が気軽に相談できる仕組みを整備していきます。また、情報バンクの整備を通じて、支援人材・団体等のネットワーク形成にも努めていきます。

イ. 活動を支援する人材・団体等の育成

○利用者と一緒に公園利用を楽しみながら、様々な活動プログラムの企画や実施を担う、市民・事業者等からなる「公園キャスト」の育成を図ります。

③パークマネジメントに関する情報発信の充実

○公園の運営・管理への地域住民や関係組織、企業等の幅広い参画を促進していくため、パークマネジメントに関する情報発信の充実を図ります。市ホームページ等を活用して、各公園での活動状況、人材・団体バンク等の支援情報、取組事例など、パークマネジメントに関する様々な情報にアクセスしやすく、また地域組織や団体が活動予定やイベント参加募集等の情報を発信しやすい仕組みを整備します。また、地域 SNS 等を通じて、パークマネジメントに取り組む地域や団体のネットワーク形成を促進します。

(4) 制限行為の見直しの検討

○現在、市内の都市公園内での行為については、利用者の安全性や快適性を考慮して、概ね一律で花火やペットの連れ込み等は控えるように案内している状況にありますが、公園の規模や施設の整備状況、また立地特性や周辺住民の意向等を考慮しながら、公園毎の制限行為や運用ルール等の見直しの検討を進めます。

(5) 施設長寿命化計画等による効率的な維持管理の推進

- 遊具、トイレ等の公園施設の定期的な点検及び計画的な維持管理により、利用者の安全・安心とサービスの安定的な提供を確保します。
- 社会情勢の変化に応じた公園の役割や機能を見直し、効率的かつ効果的な施設の維持や更新を進めます。

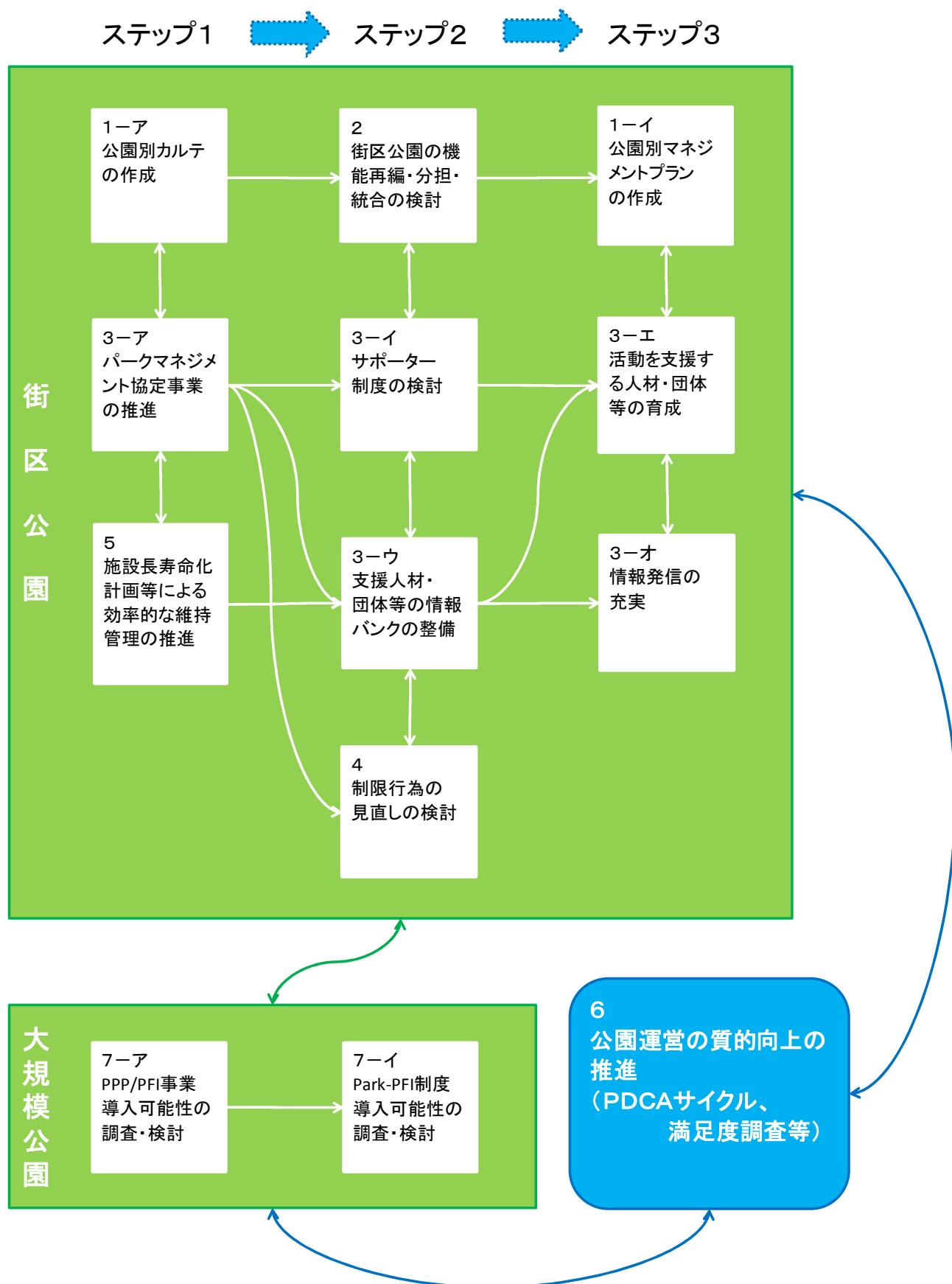
(6) 公園運営の質的向上の推進

- 計画、実施、評価、施策の見直しといった一連の取組を明確化した品質管理システム（PDCA サイクル）の構築を図り、継続的な改善活動の取組を推進します。公園別マネジメントプランを作成した公園から、プランの内容に基づいた一連の取組を実施していきます。
- パークマネジメントの取組の効果を把握することを目的として、公園利用者の満足度調査を適宜実施します。アンケートやヒアリングの他、モニター制度等の活用により、幅広い利用者から意見収集を行います。

(7) 公園の利便性や魅力づくりに貢献する民間の取組の促進

- 総合公園等の大規模な都市公園について、民間のノウハウや資金を最大限に活用した効率的な施設整備、維持管理運営を行う官民連携手法の導入について、民間事業者との対話等により情報収集に努め、公園の管理・運営に係る事業提案、意向等を受け、PPP/PFI 事業の導入可能性を調査し、検討を行います。
- 公園内に利用者の利便性や魅力の向上に資する民間収益事業の導入を図り、その収益の一部を公園の運営・管理に還元できる仕組みである Park-PFI や設置管理許可制度等の制度の活用について、民間事業者との対話等により情報収集に努め、公園の管理・運営に係る事業提案、意向等を受け、Park-PFI 等の制度の導入可能性を調査し、検討を行います。

別図 基本方針と展開施策の関連イメージ



魚津市役所 産業建設部都市計画課計画公園係

電話：0765-23-1030 FAX：0765-23-1066

E-mail アドレス：toshikeikaku@city.uzu.lg.jp